東日本大震災による農業経営体の被災・経営再開状況（平成25年３月11日現在）

－農林業センサス結果の状況確認の概要－

大臣官房統計部

本調査は、東日本大震災による農業経営体への影響を把握するため、東日本の沿岸部等の市町村を対象に、農業経営体の被災状況や経営再開状況の程度（割合）を関係者から聞き取り、2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計したものです。

平　成　２　５　年　４　月

農林水産省

1　被害のあった市町村

・　状況確認の対象149市町村のうち、144市町村に被害。

・　このうち津波被害があったのは、**岩手県**で55%、**宮城県**で48%、**福島県**で29%。

図１　被害のあった市町村数

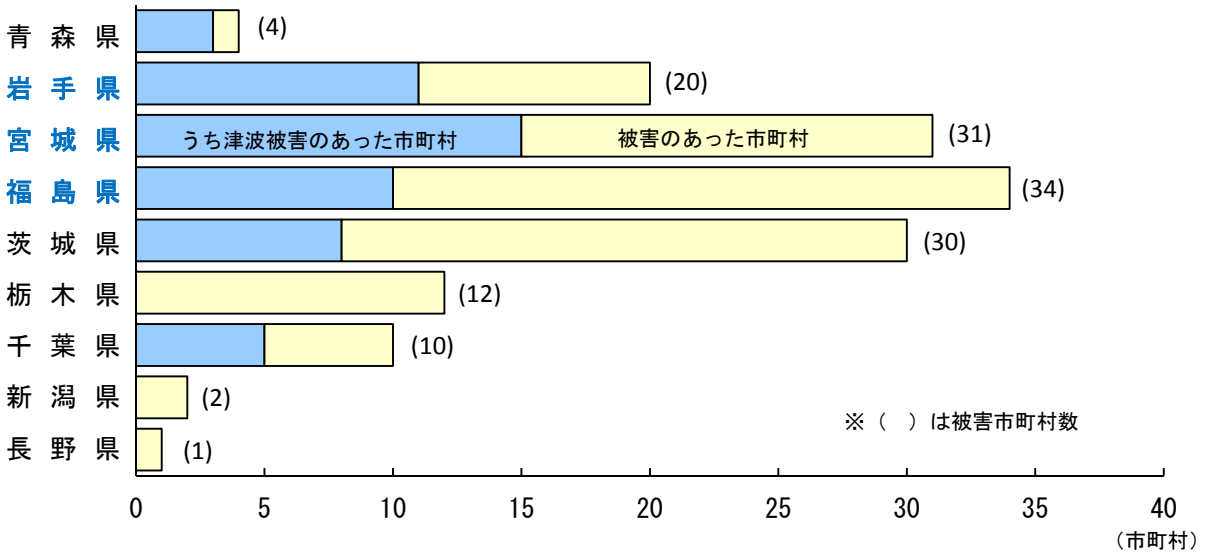

単位 { 実数：市町村 / 構成比：% }

		2010年世界農林業センサス時点（平成22年2月1日現在）	状況確認の対象とした市町村	被害のあった市町村	うち津波被害のあった市町村
９県計	実数	407	149	144	52
	構成比		100.0	96.6	34.9
青森県	実数	40	4	4	3
	構成比		100.0	100.0	75.0
岩手県	実数	34	20	20	11
	構成比		100.0	100.0	55.0
宮城県	実数	35	31	31	15
	構成比		100.0	100.0	48.4
福島県	実数	59	35	34	10
	構成比		100.0	97.1	28.6
茨城県	実数	44	31	30	8
	構成比		100.0	96.8	25.8
栃木県	実数	30	12	12	－
	構成比		100.0	100.0	－
千葉県	実数	56	13	10	5
	構成比		100.0	76.9	38.5
新潟県	実数	31	2	2	－
	構成比		100.0	100.0	－
長野県	実数	78	1	1	－
	構成比		100.0	100.0	－

【状況確認の対象市町村】
　対象は「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体（平成23年７月11日時点）及び特定被災地方公共団体以外で東日本大震災における津波被害のあった青森県から千葉県の太平洋側に面する沿海市町村とし、このうち農業被害のあった市町村を集計した。

2　被害のあった農業集落

・　被害のあった農業集落は、**岩手県**で55%、**宮城県**で61%、**福島県**で41%。

・　このうち、津波被害のあった農業集落は、**岩手県**で11%、**宮城県**で22%、**福島県**で６%。

図２　被害のあった農業集落数

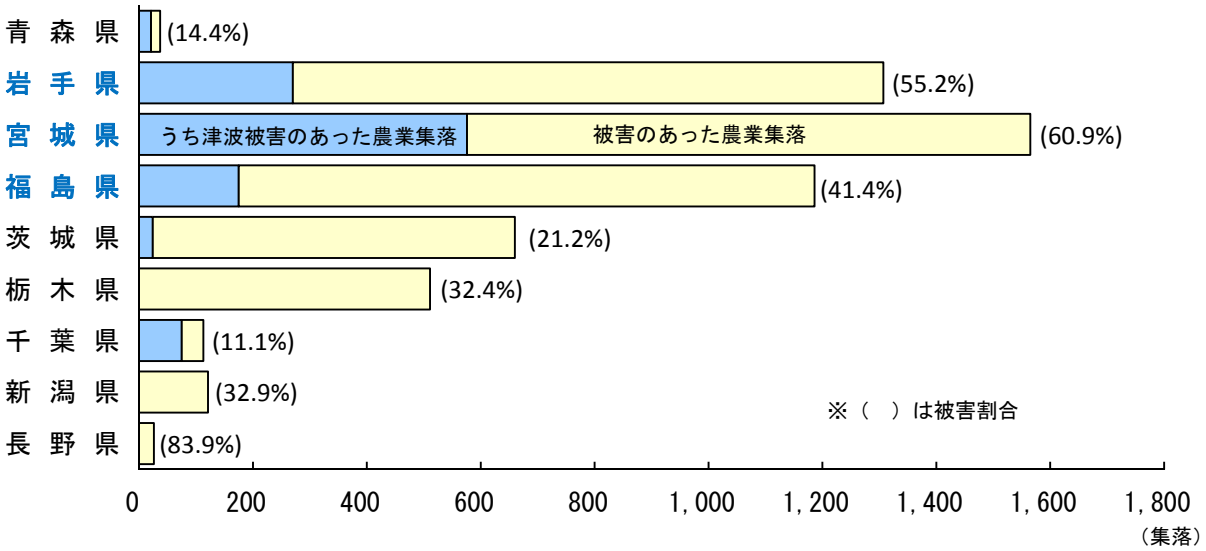

単位 { 実数：集落 / 構成比：% }

		2010年世界農林業センサス時点（平成22年2月1日現在）	状況確認の対象とした農業集落	被害のあった農業集落	うち津波被害のあった農業集落
９県計	実数	33,978	14,171	5,526	1,141
	構成比		100.0	39.0	8.1
青森県	実数	1,898	257	37	21
	構成比		100.0	14.4	8.2
岩手県	実数	3,652	2,369	1,307	270
	構成比		100.0	55.2	11.4
宮城県	実数	2,797	2,570	1,565	576
	構成比		100.0	60.9	22.4
福島県	実数	4,288	2,865	1,186	175
	構成比		100.0	41.4	6.1
茨城県	実数	3,963	3,116	660	24
	構成比		100.0	21.2	0.8
栃木県	実数	3,502	1,578	511	－
	構成比		100.0	32.4	－
千葉県	実数	3,737	1,017	113	75
	構成比		100.0	11.1	7.4
新潟県	実数	5,256	368	121	－
	構成比		100.0	32.9	－
長野県	実数	4,885	31	26	－
	構成比		100.0	83.9	－

【被害及び被災の考え方】
　この状況確認における「被害」とは、東日本大震災に伴い農業経営体の経営者、雇用者、農家世帯員等の農業従事者や生産基盤・設備等が受けた影響により通常の農業経営を行うことができないことをいい、「被災」とは、その被害を受けたことをいう。
　なお、東京電力福島第一原子力発電所事故により、福島県内において区域指定（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域）され、営農が不可能となったものを農業被害に含めた。

3　被害のあった農業経営体の状況

- 被害のあった農業経営体は、**岩手県**で22%、**宮城県**で15%、**福島県**で34%。
- このうち、津波被害のあった農業経営体は、**岩手県**で１%、**宮城県**で13%、**福島県**で６%。

図３　被害のあった農業経営体数

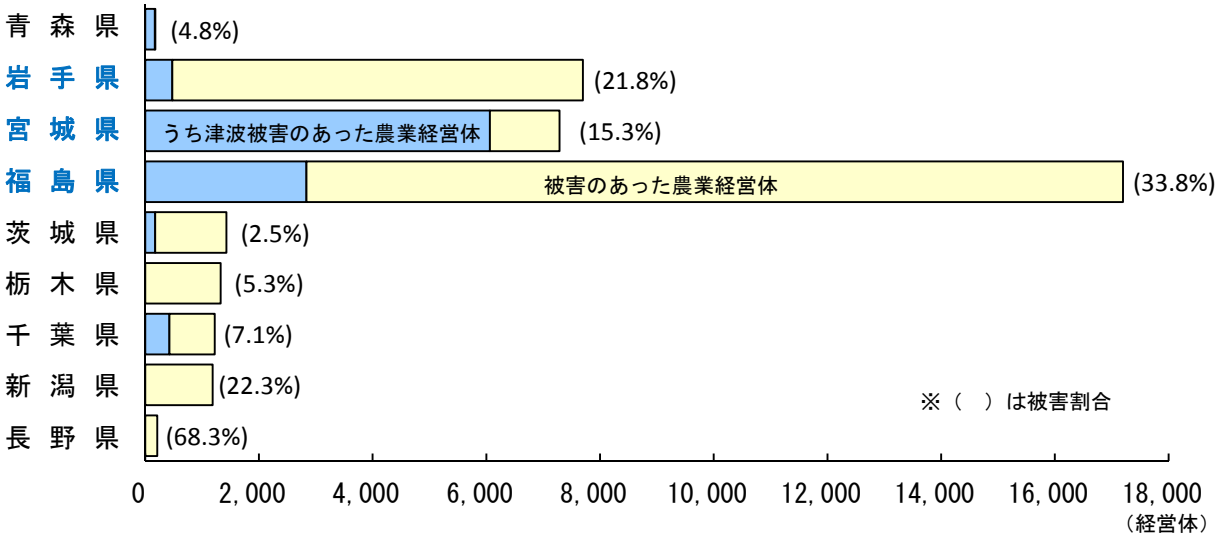

単位 { 実数：経営体 / 構成比：%

		2010年世界農林業センサス時点（平成22年2月1日現在）	状況確認の対象とした農業経営体	被害のあった農業経営体	うち津波被害のあった農業経営体
９県計	実数	531,989	241,967	37,700	10,100
	構成比		100.0	15.6	4.2
青森県	実数	44,667	3,733	180	170
	構成比		100.0	4.8	4.6
岩手県	実数	57,001	35,321	7,700	480
	構成比		100.0	21.8	1.3
宮城県	実数	50,741	47,574	7,290	6,060
	構成比		100.0	15.3	12.7
福島県	実数	71,654	50,945	17,200	2,840
	構成比		100.0	33.8	5.6
茨城県	実数	71,542	56,537	1,430	180
	構成比		100.0	2.5	0.3
栃木県	実数	48,463	25,010	1,330	－
	構成比		100.0	5.3	－
千葉県	実数	55,387	17,224	1,220	430
	構成比		100.0	7.1	2.5
新潟県	実数	68,245	5,311	1,190	－
	構成比		100.0	22.3	－
長野県	実数	64,289	312	210	－
	構成比		100.0	68.3	－

【津波被害のあった農業経営体の考え方】
　この状況確認においては、津波被害のあった農業集落の中で農業被害のあった農業経営体を「津波被害のあった農業経営体」としている。

４　被害（津波被害を含む）のあった農業経営体の営農再開状況

被害のあった農業経営体の営農再開割合は、**岩手県**で前回（平成24年３月11日現在）95%であったものが97%、**宮城県**で前回54%であったものが65%、**福島県**で前回56%であったものが59%。

図4　被害のあった農業経営体の営農再開状況

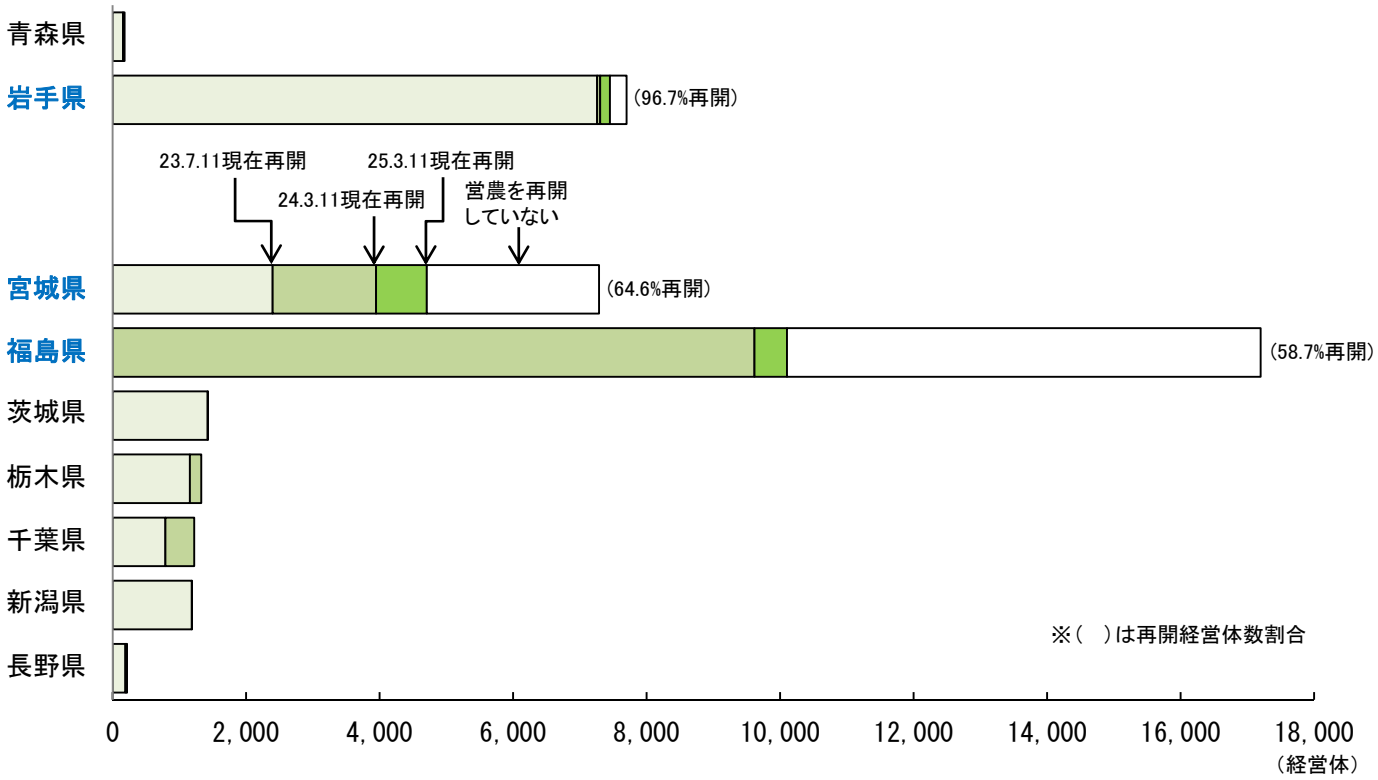

単位 { 実数：経営体 / 割合：　% }

	被害のあった農業経営体					
	農業経営体数	営農を再開している農業経営体				営農を再開していない農業経営体（不明を含む）
		農業経営体数	割　合	（参考）H24.3.11現在営農再開割合	（参考）H23.7.11現在営農再開割合	
９　県　計	37,700	27,800	73.7	70.0	…	9,930
青　森　県	180	180	100.0	100.0	86.5	－
岩　手　県	7,700	7,450	96.7	94.8	94.5	250
宮　城　県	7,290	4,710	64.6	54.2	34.1	2,580
福　島　県	17,200	10,100	58.7	56.0	…	7,100
茨　城　県	1,430	1,430	100.0	100.0	99.6	－
栃　木　県	1,330	1,330	100.0	100.0	100.0	－
千　葉　県	1,220	1,220	100.0	100.0	90.6	－
新　潟　県	1,190	1,190	100.0	100.0	100.0	－
長　野　県	210	210	99.6	99.6	89.2	0

５　津波被害のあった農業経営体の営農再開状況

津波被害のあった農業経営体の営農再開割合は、**岩手県**で前回19%であったものが48%、**宮城県**で前回45%であったものが58%、**福島県**で前回17%であったものが20%。

図5　津波被害のあった農業経営体の営農再開状況

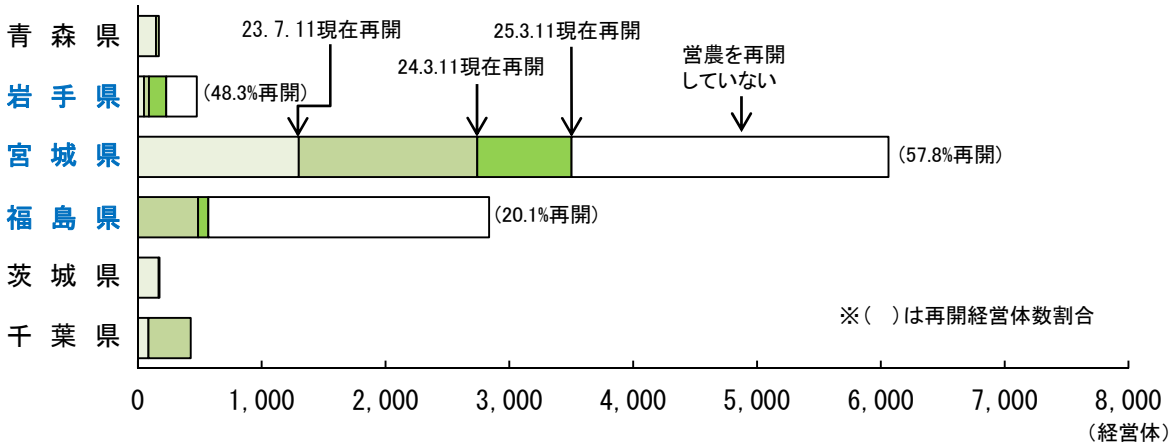

単位 { 実数：経営体 / 割合：　%

	津波被害のあった農業経営体					
	農業経営体数	営農を再開している農業経営体				営農を再開していない農業経営体（不明を含む）
		農業経営体数	割　合	（参考）H24.3.11現在営農再開割合	（参考）H23.7.11現在営農再開割合	
６　県　計	10, 100	5, 070	50. 0	40. 2	…	5, 070
青　森　県	170	170	100. 0	100. 0	85. 9	－
岩　手　県	480	230	48. 3	18. 9	11. 1	250
宮　城　県	6, 060	3, 500	57. 8	45. 2	22. 3	2, 560
福　島　県	2, 840	570	20. 1	17. 1	…	2, 270
茨　城　県	180	180	100. 0	100. 0	96. 6	－
千　葉　県	430	430	100. 0	100. 0	100. 0	－

【営農再開の考え方】
農業被害のあった農業経営体のうち調査日時点（平成25年３月11日現在（震災後２年））で営農を行っている、または行っていた農業経営体とし、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した農業経営体で、被害のあった農業生産基盤、設備が未復旧である農業経営体を含む数としている。（このため被害を受けた農地の復旧割合とは異なる。）

６　営農を再開できない理由（東北被災３県）

被災農業経営体が営農を再開できない理由は、**岩手県**、**宮城県**で「耕地や施設が使用（耕作）できない」、**福島県**で「原発事故の影響」が最も多い。

図6　営農を再開できない理由（複数回答）

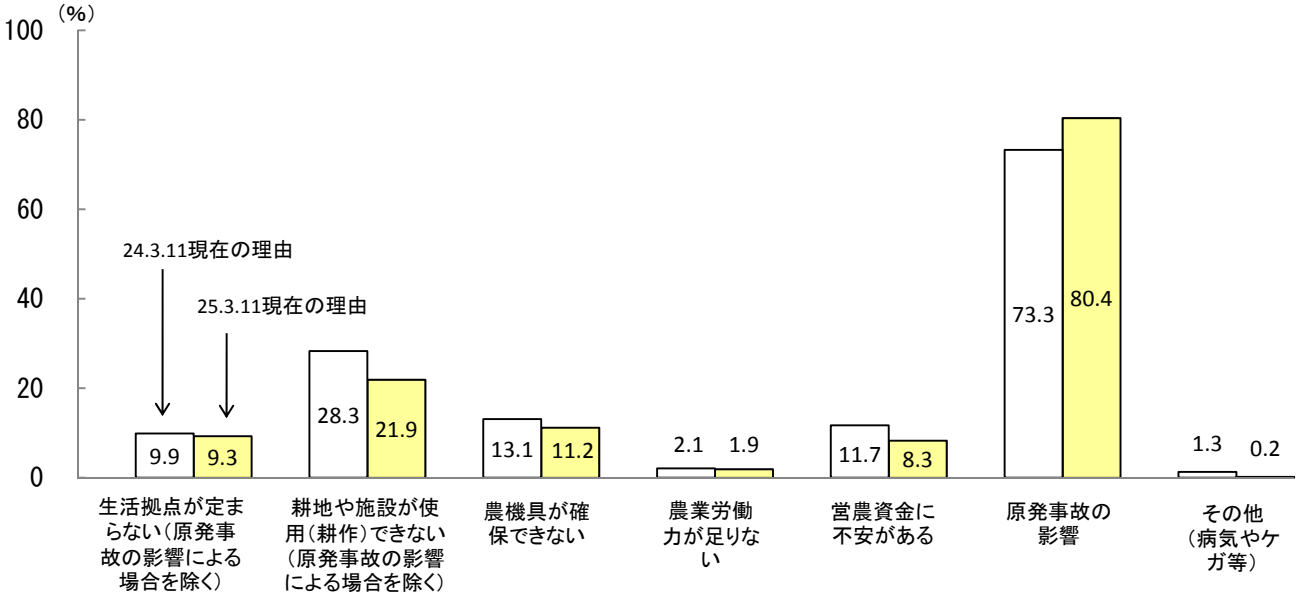

単位：％

	営農を再開できない理由（複数回答）						
	生活拠点が定まらない（原発事故の影響による場合を除く）	耕地や施設が使用（耕作）できない（原発事故の影響による場合を除く）	農機具が確保できない	農業労働力が足りない	営農資金に不安がある	原発事故の影響	その他（病気やケガ等）
３　県　計	9.3	21.9	11.2	1.9	8.3	80.4	0.2
岩　手　県	63.6	97.4	37.9	－	38.9	－	－
宮　城　県	37.7	95.5	52.3	7.2	38.2	－	1.2
福　島　県	2.9	7.5	3.6	1.1	2.4	96.2	－

7　津波被害のあった農業経営体の営農再開状況（市町村別）

【青森県・岩手県・宮城県】

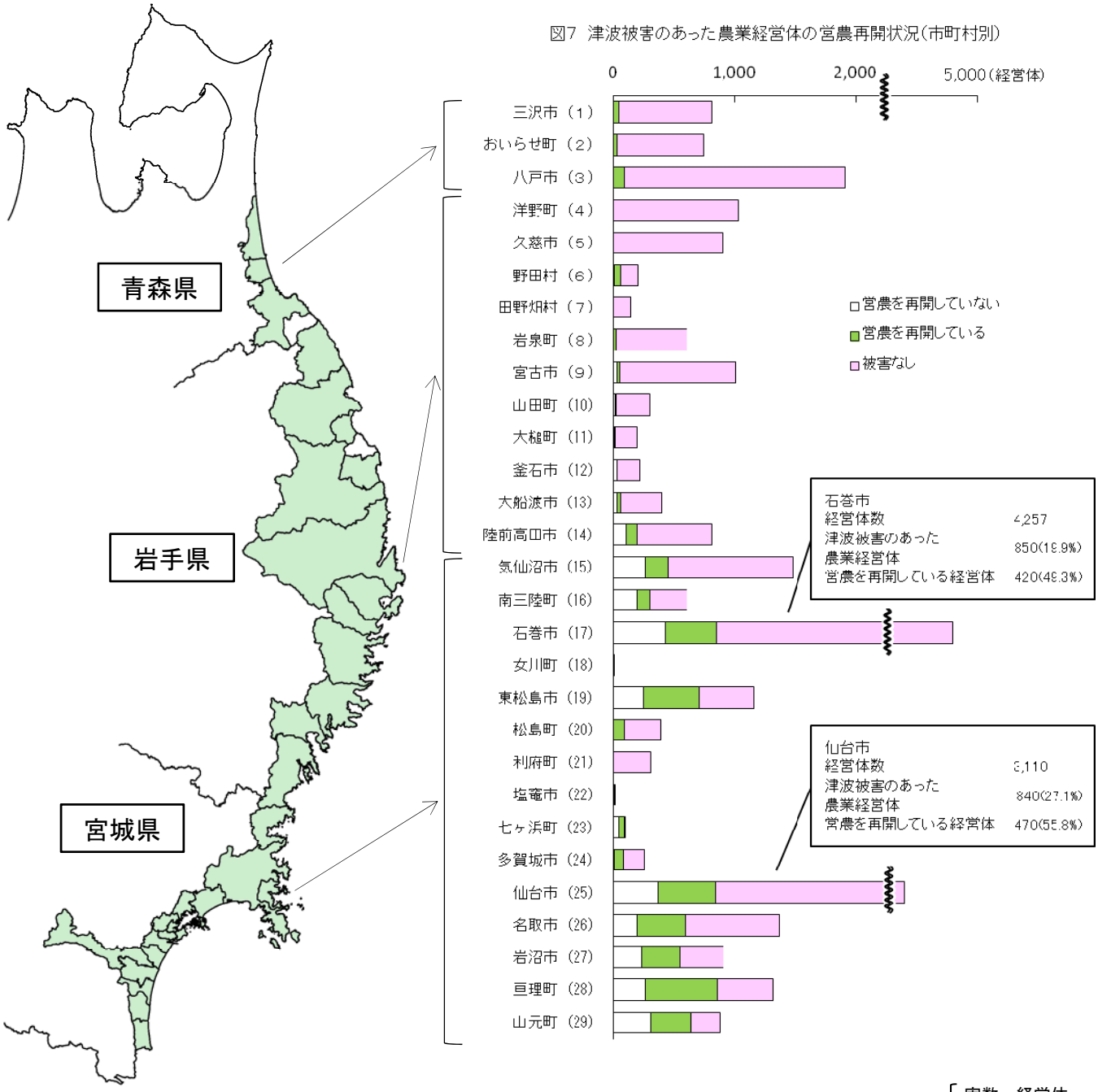

単位 ｛ 実数：経営体　割合：　%

		2010年農業経営体数	津波被害のあった農業経営体				津波被害のなかった農業経営体
			営農を再開している農業経営体			営農を再開していない農業経営体（不明を含む）	
			農業経営体数	営農再開割合	（参考）H24.3.11現在営農再開割合		
青森県	(1) 三沢市	812	40	100.0	100.0	－	770
青森県	(2) おいらせ町	744	30	100.0	100.0	－	710
青森県	(3) 八戸市	1,915	90	100.0	100.0	－	1,820
岩手県	(4) 洋野町	1,030	10	100.0	100.0	－	1,020
岩手県	(5) 久慈市	896	0	100.0	－	－	890
岩手県	(6) 野田村	200	50	79.6	10.7	10	140
岩手県	(7) 田野畑村	140	10	100.0	100.0	－	130
岩手県	(8) 岩泉町	606	20	76.1	20.4	10	580
岩手県	(9) 宮古市	1,010	20	40.9	27.7	30	960
岩手県	(10) 山田町	304	10	34.8	21.7	20	280
岩手県	(11) 大槌町	195	10	49.1	49.1	10	180
岩手県	(12) 釜石市	218	0	8.6	－	30	180
岩手県	(13) 大船渡市	396	30	42.3	26.2	30	340
岩手県	(14) 陸前高田市	812	90	44.2	12.0	110	620
宮城県	(15) 気仙沼市	1,480	190	43.1	22.2	260	1,030
宮城県	(16) 南三陸町	604	110	36.0	25.2	190	300
宮城県	(17) 石巻市	4,257	420	49.3	46.4	430	3,410
宮城県	(18) 女川町	6	0	75.0	50.0	0	0
宮城県	(19) 東松島市	1,159	460	65.6	55.9	240	450
宮城県	(20) 松島町	390	90	96.9	87.0	0	300
宮城県	(21) 利府町	309	0	100.0	100.0	－	310
宮城県	(22) 塩竈市	21	0	28.6	－	10	10
宮城県	(23) 七ヶ浜町	90	40	49.6	－	40	0
宮城県	(24) 多賀城市	252	70	83.8	81.4	10	170
宮城県	(25) 仙台市	3,110	470	55.8	37.2	370	2,270
宮城県	(26) 名取市	1,371	400	67.0	55.9	200	780
宮城県	(27) 岩沼市	908	320	57.7	45.6	230	360
宮城県	(28) 亘理町	1,315	590	69.5	56.3	260	460
宮城県	(29) 山元町	876	330	51.6	39.1	310	240

7　津波被害のあった農業経営体の営農再開状況（市町村別）（続き）

【福島県・茨城県・千葉県】

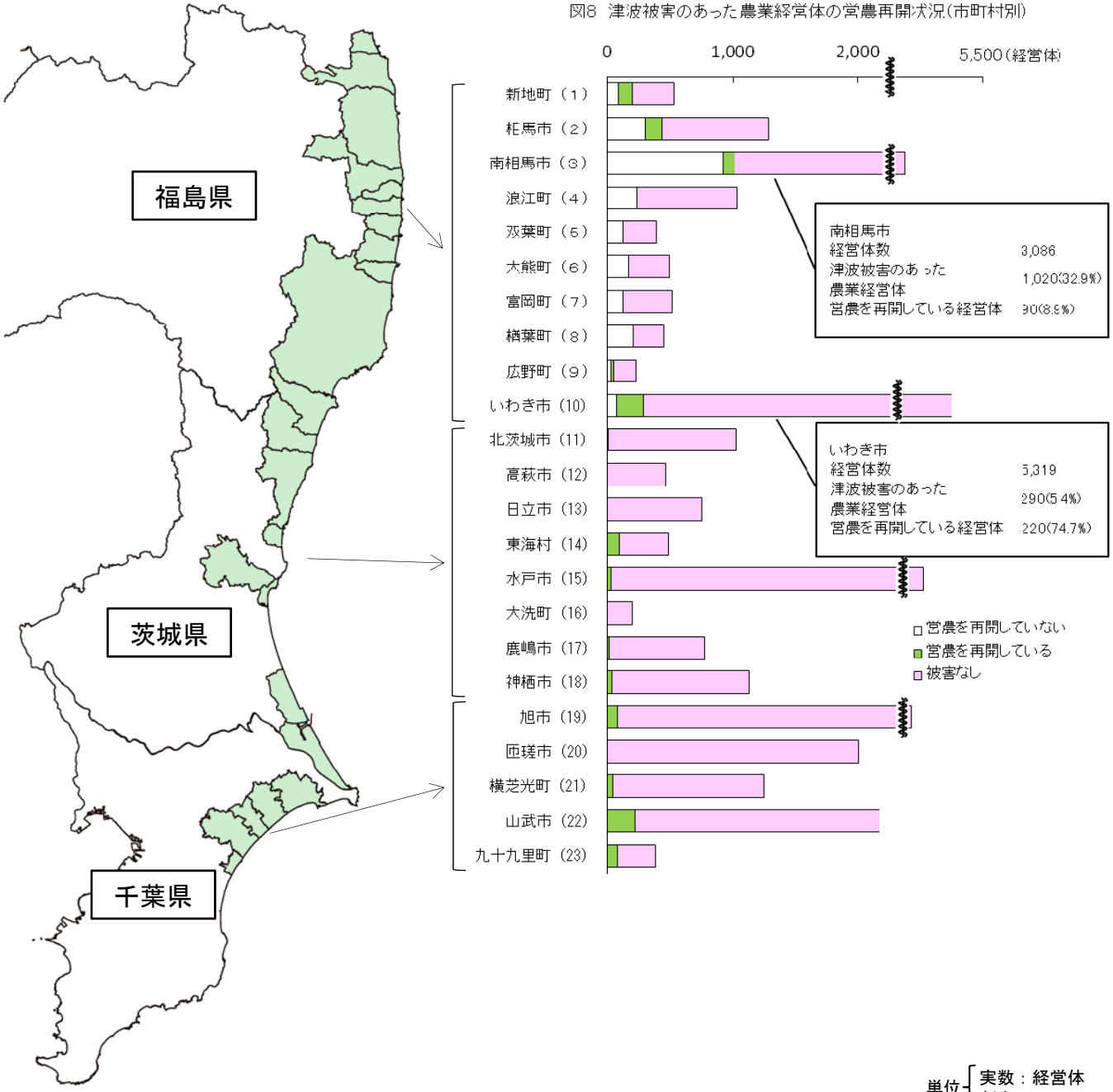

単位 { 実数：経営体
割合：　%

		2010年農業経営体数	津波被害のあった農業経営体				津波被害のなかった農業経営体
			営農を再開している農業経営体			営農を再開していない農業経営体（不明を含む）	
			農業経営体数	営農再開割合	（参考）H24.3.11現在営農再開割合		
福島県	(1) 新地町	536	110	56.3	53.4	90	340
福島県	(2) 相馬市	1,285	130	30.5	23.2	300	850
福島県	(3) 南相馬市	3,086	90	8.9	7.0	920	2,070
福島県	(4) 浪江町	1,037	－	－	－	240	800
福島県	(5) 双葉町	389	－	－	－	120	270
福島県	(6) 大熊町	495	－	－	－	170	320
福島県	(7) 富岡町	515	－	－	－	120	390
福島県	(8) 楢葉町	451	－	－	－	210	240
福島県	(9) 広野町	232	20	43.4	－	30	190
福島県	(10) いわき市	5,319	220	74.7	72.3	70	5,030
茨城県	(11) 北茨城市	1,035	10	100.0	100.0	－	1,030
茨城県	(12) 高萩市	471	－	－	－	－	470
茨城県	(13) 日立市	756	－	－	－	－	760
茨城県	(14) 東海村	486	90	100.0	100.0	－	390
茨城県	(15) 水戸市	3,262	20	100.0	100.0	－	3,240
茨城県	(16) 大洗町	198	0	100.0	100.0	－	200
茨城県	(17) 鹿嶋市	782	10	100.0	100.0	－	770
茨城県	(18) 神栖市	1,134	40	100.0	100.0	－	1,100
千葉県	(19) 旭市	2,615	80	100.0	100.0	－	2,540
千葉県	(20) 匝瑳市	2,011	－	－	－	－	2,010
千葉県	(21) 横芝光町	1,249	40	100.0	100.0	－	1,200
千葉県	(22) 山武市	2,176	230	100.0	100.0	－	1,950
千葉県	(23) 九十九里町	378	80	100.0	100.0	－	300

【利用者のために】

１　状況確認の目的

東日本大震災被災地域における農業構造の変動を的確に把握し、被災及び経営の再開状況等を明らかにすることにより復旧・復興対策の計画・実施のための基礎資料を得るとともに、農林業センサス結果を母集団として実施する各種統計調査の実施や結果の推定、次回の農林業センサスの実施準備等に資することを目的とする。

２　状況確認の対象市町村

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく特定被災地方公共団体（平成23年７月11日時点）及び特定被災地方公共団体以外で東日本大震災における津波被害のあった青森県から千葉県の太平洋側に面する沿海市町村。

３　状況確認の方法及び集計

被害のあった「農業集落」又は「市町村」を基本単位として把握することとし、当該農業集落の関係者、市町村、農業協同組合等の関係機関の中から被災地域の実情に応じて効率的な状況確認が可能な者・機関を対象として、地方農政局地域センター職員が聞き取りにより被害や復旧の程度（割合）を情報収集し、その割合を2010年世界農林業センサス結果に乗じて集計を行った。

なお、福島県の原子力災害対策特別措置法に基づき避難のための立ち退きが指示された警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域で、被災状況が確認できない場合には以下の処理を行った。

・津波被災集落については、浸水範囲概況図（国土地理院）等の衛星画像を参考に該当農業集落を推定した。

・営農が再開できる状況にはないことから、「該当農業集落、農業経営体全て被害あり」として集計した。

４　状況確認の期日

平成25年３月11日現在

５　利用上の注意

(1) 本資料の被害状況については、農業経営体への個別の聞き取りを行ったものでないことから、利用にあたっては、この点に留意されたい。

(2) 前回把握時（平成24年３月11日現在）に被災状況等が不明であったが今回状況等が明らかになった農業集落等があることから、農業経営体の被害状況等が前回結果と違う場合があるので、留意されたい。

(3) 本調査は平成23年7月11日現在の市区町村を対象に調査を行ったが、平成23年9月26日に岩手県一関市と藤沢町が合併し一関市となったことから、統計表の表記は旧一関市と旧藤沢町の結果と、それを合算した一関市を掲載することとした。

(4) 状況確認結果の農業経営体数については、原数を積み上げたものを以下の基準で四捨五入をしたため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

原数		５桁	４桁以下
四捨五入する桁数（下から）		２桁	１桁
例	四捨五入する前（原数）	12,345	1,234
	四捨五入した後	12,300	1,230

(5) 表中に使用した記号は次のとおりである。

「０」… 単位に満たないもの（例：４経営体 → ０経営体）

「－」… 調査は行ったが事実のないもの

「…」… 事実不詳又は調査を欠くもの

【ホームページ掲載案内】

本資料は、農林水産省ホームページ中の統計情報の東日本大震災関係統計情報でご覧いただけます。

【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/saigai/index.html 】

お問合せ先

◎本結果について

連絡先：農林水産省　大臣官房統計部　経営・構造統計課

センサス統計室　農林業センサス統計第１班

第２班

電　話 03-6744-2256

ＦＡＸ 03-5511-7282